

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET0459-43040-1002
2. 交付年月日：2019年6月3日
3. 有効年月日：2026年6月2日
4. 申込者名
住 所：東京都渋谷区富ヶ谷1-8-8 代々木ワルトハイム301号

氏名又は名称：サトーパーツ株式会社

5. 特定電気用品名：ジョイントボックス
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造工場名
住 所：新潟県長岡市鳥越2255-2

氏名又は名称：サトーパーツ株式会社 新潟工場

8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈
別表第四1、6及び別表第十 第5章
9. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
10. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 薦田 康久
東京都渋谷区代々木5-4-12

適合証明書別紙

型式の区分

要素	区分
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの
定格電流	(2) 7Aを超え15A以下のもの
端子（電線が接続されている端子を除く。）の数	(1) 3以下のもの
接続する電線の種類	(2) 平形導体以外のものであつて銅のもの
主絶縁体の材料	(2) 合成樹脂のもの
外郭の材料	(2) 合成樹脂のもの
防水構造	(3) 非防水型のもの